

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 7 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（告示及び公告に係る掲示場）

第10条 市税の賦課徴収に係る告示及び公告に係る掲示を行う掲示場は、川崎市みぞのくち市税事務所の掲示場とする。

附 則

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。